人材開発支援助成金のご案内
（建設労働者技能実習コース）

助成金の概要

雇用する建設労働者に技能講習等を受講させた建設事業主に対し、受講料及び賃金の一部が助成されるものです。

支給要件

① 受講料を事業主が全額負担していること。
② 講習期間中の賃金を支払っていること。
③ 当該建設労働者が雇用保険に加入していること。

助成対象となる技能講習等

技能講習
① 小型移動式クレーン運転技能講習
② 玉掛け技能講習
③ 床上操作式クレーン(5ｔ以上)運転技能講習
④ ガス溶接技能講習
⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
⑥ 有機溶剤作業主任者
⑦ 石綿作業主任者技能講習
⑧ 特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者
⑨ 鉛作業主任者技能講習

特別教育
① アーク溶接
② 電気取扱い(低圧)
③ 巻上げ機の運転
④ クレーンの運転
⑤ フルハーネス特別教育
⑥ デリックの運転
⑦ 研削といし(機械・自由)

助　成　額

労働者数 21 人以上の建設事業主
《経費助成》受講料の①70%(35 歳未満)・②45%(35 歳以上) ＜15%＞
《賃金助成》平均賃金日額(7,600 円/人日＜1,750 円/人日＞)×受講日数※1
労働者数 20 以下の建設事業主
《経費助成》受講料の 75%＜15%＞
《賃金助成》平均賃金日額(8,550 円/人日＜2,000 円/人日＞) ×受講日数※1

※経費助成と賃金助成は併せて申請します。
※1 つの技能実習について 1 人あたり 10 万円が限度です。
※< >内は生産性要件を満たした場合の増額分です。助成金は 100 円未満切り捨てとなります。
※1　経費助成は 1 日 1 時間以上、賃金助成は 1 日 3 時間以上のコースが対象です。

手続きの流れ

① 講習終了後「受講者名簿及び人材開発支援成助成金の助成金支給申請内訳書」（様式３号別紙 1）に技能実習委託契約書２通を添付して当協会へ提出してください。なお、関係書類を作成後、郵便により返送しますので 84 円切手を貼った返信用封筒を添付してください。

② 当協会から助成金支給申請に必要な関係書類(受講証明等)を郵送しますので、講習終了後 2 ヶ月以内に人材開発支援助成金支給申請書（様式３号）に添付して宮崎労働局助成金センターに提出してください。

【問合せ先】
宮崎労働局　助成金センター　℡0985-62-3125　FAX0985-62-3664
〒880-2105　　宮崎市大塚台西１丁目 1-39　ハローワークプラザ宮崎内

対象となる事業主とは

下記の条件に全て当てはまる事業主様は助成金を利用できます。

- 建設業であること
- 令和 4 年度における雇用保険の保険料率が 12.5/1,000（4～9 月）、16.5/1,000（10～3 月）であること
- 資本金が 3 億円以下または従業員 300 人以下の建設業であること
- 受講者が雇用保険の被保険者であること

建設業とは

● 土木工事業	● 建設工事業	● 大工工事業	● 左官工事業	● とび･土工工事業
● 石工工事業	● 屋根工事業	● 電気工事業	● 官工事業	● タイル･れんが･ブロック工事業
● 鋼構造物工事業	● 鉄筋工事業	● 舗装工事業	● しゅんせつ工事業	● 板金工事業
● ガラス工事業	● 塗装工事業	● 防水工事業	● 内装仕上げ工事業	● 機械･器具設置工事業
● 熱絶縁工事業	● 電気通信工事業	● 造園工事業	● さく井工事業	● 建具工事業
● 水道施設工事業	● 消防施設工事業	● 清掃施設工事業		

上記以外の業種に従事されている方は、不適用となる場合がありますのでご注意ください。

■実技を伴う特別教育の取扱いについてご注意ください。

1.学科と実技はセットであること。

必要書類は、厚生労働省 Web サイトからダウンロードできます。
※関連機関　厚生労働省(人材開発支援助成金)　リンクあり